

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

【会社名】 パラカ株式会社

【英訳名】 Paraca Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 内藤亨

【本店の所在の場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03（6230）2300（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋正明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03（6230）2300（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋正明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第14期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第15期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第14期
会計期間	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日
売上高 (千円)	1,679,465	1,788,334	6,738,713
経常利益 (千円)	276,663	291,409	1,007,099
四半期(当期)純利益 (千円)	156,015	190,646	566,677
純資産額 (千円)	4,870,870	5,399,889	5,217,748
総資産額 (千円)	17,779,978	17,926,676	17,927,253
1株当たり純資産額 (円)	107,153.37	118,472.26	114,545.10
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	3,432.16	4,193.99	12,466.22
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	4,173.78	12,427.51
自己資本比率 (%)	27.4	30.0	29.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	145,674	45,651	927,835
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△79,019	△203,691	△46,821
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△24,479	△2,170	△865,980
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,612,966	1,425,612	1,585,823
従業員数 (名)	48	55	55

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3 第14期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、平成23年2月1日付で当社100%出資連結子会社である有限会社神谷町パークを吸収合併しております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。なお、平成23年2月1日付で当社100%出資連結子会社である有限会社神谷町パークを吸収合併しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	55
---------	----

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 臨時雇用者数は、従業員数の10/100未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	55
---------	----

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 臨時雇用者数は、従業員数の10/100未満であるため記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における駐車場形態毎の販売実績は以下のとおりです。

駐車場形態	金額（千円）	前年同四半期比（%）
賃借駐車場	1,395,931	7.4
保有駐車場	344,741	2.3
その他売上	47,661	10.6
合計	1,788,334	6.5

（注）記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、当社100%出資連結子会社である有限会社神谷町パークの吸収合併契約を締結しておりますが、業績等に与える影響が乏しいことから内容の記載は省略いたします。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）におけるわが国の経済は、輸出の増勢の鈍化や円高の影響などにより、その改善のペースに一服感がみられ、加えて、米国経済の先行きの不確実性、欧州のソブリンリスク問題や高成長継続が見込まれる新興国経済の景気過熱等、先行きは不透明な状況となっています。

当社グループの属する駐車場業界においては、エコポイント制度見直しによる駆け込み需要がみられる一方で、エコカー補助金の終了による駆け込み需要の反動減がみられるなか、駐車場ビジネスは比較的景気に左右されないため、底堅く推移いたしました。都心など一部地域における不動産市況に関しては、取引が回復してきているため、駐車場用地の供給は減少傾向にあり、駐車場の新規開拓競争は厳しくなりつつあります。

このような中で、当社グループは積極的な営業活動を行い、引き続き賃借駐車場の新規開設を進めました。また、10ヶ月ぶりに、保有駐車場として金沢市で土地を取得いたしました。その結果、当第1四半期連結会計期間においては59件686車室の新規開設、14件100車室の解約を行い45件586車室の純増となり、12月末現在827件12,120車

室が稼働しております。

当第1四半期連結会計期間の業績は前年同期比で増収増益を確保しております。これは主に、新規駐車場の売上が堅調なことと、既存駐車場について需給に応じた的確な駐車料金変更や運営コストの低減を行い、収益性向上を図ったことによるものです。なお、今後予定している子会社吸収合併に関連し、特別利益として匿名組合清算益63百万円を計上しております。また、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額15百万円を特別損失として計上しております。

以上により、当第1四半期連結会計期間の売上高は1,788百万円（前年同期比6.5%増）、営業利益363百万円（同3.7%増）、経常利益291百万円（同5.3%増）、四半期純利益190百万円（同22.2%増）を計上いたしました。

今後につきましても、積極的な営業を展開し車室数の増加及び収益性の向上を図ってまいります。

なお、当社グループの具体的な駐車場形態毎の状況は以下のとおりであります。

(賃借駐車場)

当第1四半期連結会計期間においては44件562車室の純増となり、12月末現在においては728件8,560車室が稼働しております。車室数の順調な増加により、売上高1,395百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

(保有駐車場)

当第1四半期連結会計期間においては1件24車室を取得し、12月末現在において99件3,560車室が稼働しております。売上高344百万円（同2.3%増）となりました。

(その他売上)

その他売上に関しては、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上及び駐輪場売上により、売上高47百万円（同10.6%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は17,926百万円となり、前連結会計年度末からほぼ横這いとなっております。

当第1四半期連結会計期間末における負債の部は12,526百万円となり、前連結会計年度末に比べ182百万円減少いたしました。これは主に未払法人税の減少（172百万円）によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産の部は5,399百万円となり、前連結会計年度末に比べ182百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金の増加（136百万円）によるものであります。この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の29.0%から30.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」）は、前連結会計年度末に比べ160百万円減少し、1,425百万円となりました。主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は45百万円となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益330百万円を計上したもの、法人税等の支払が309百万円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は203百万円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出195百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は2百万円となりました。これは主として、短期借入れによる収入200百万円、長期借入れによる収入430百万円、長期借入金の返済による支出221百万円、匿名組合預り金の返還による支出327百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	135,000
計	135,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	47,532	47,532	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用 しておりません。
計	47,532	47,532	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成23年2月1日以降四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

(平成14年12月27日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	321
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	962.95（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成16年12月28日 至 平成24年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 権利行使の条件は、以下のとおりあります。

新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という）が、次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする（ただし、新株予約権を喪失させないことについて、当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。）。

①対象者が当社の取締役、監査役または従業員の地位を失った場合。

②対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。

③対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

④この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

5 平成17年2月4日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、従業員の退職及び新株予約権の行使による変更を加味しております。

（平成15年9月29日臨時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20.97（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成17年9月30日 至 平成25年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 3 権利行使の条件は、以下のとおりであります。
- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。
 - ②新株予約権の相続は認めない。
 - ③この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- 5 平成17年2月4日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、従業員の退職及び新株予約権の行使による変更を加味しております。

(平成16年12月21日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	186（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	290,667（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成18年12月28日 至 平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 290,667 資本組入額 145,334
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×株式分割又は株式併合の割合

- 2 ①新株予約権の発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行、又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。
- ②この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- 5 平成17年2月4日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、従業員の退職による変更を加味しております。

(平成16年12月21日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	96（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	293,284（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月20日 至 平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 293,284 資本組入額 146,642
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×株式分割又は株式併合の割合

- 2 ①新株予約権の発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行、又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{1\text{株当たり時価}}$$

- 3 権利行使の条件は、以下のとおりであります。
 - ①新株予約権者の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。
 - ②この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- 5 平成17年2月4日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、従業員の退職による変更を加味しております。

(平成17年12月21日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	267
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	267（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	360,000（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成20年1月21日 至 平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 360,000 資本組入額 180,000
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割又は株式併合の割合

- 2 ①新株予約権の発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ②新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行、又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{1\text{株当たり時価}}$$

- 3 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権者の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。

②この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

- 5 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、従業員の退職による変更を加味しております。

(平成21年12月18日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	1,482
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,482（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	72,940（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月19日 至 平成29年12月18日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 72,940 資本組入額 36,470
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1 当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点での権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

③その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5 謙渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

6 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

⑦謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記（注）4①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	47,532	—	1,576,807	—	1,606,807

(6) 【大株主の状況】

前期末（平成22年9月30日）において大株主でありましたパインブリッジ・ジャパン・パートナーズ2投資事業有限責任組合（無限責任組合員 パインブリッジ・ジャパン・キャピタル・インベストメント株式会社）は、大株主ではなくなりました。

その他については大量保有報告書等の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間末において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,075	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,457	45,457	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	47,532	—	—
総株主の議決権	—	45,457	—

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パラカ株式会社	東京都港区麻布台1-11-9	2,075	—	2,075	4.37
計	—	2,075	—	2,075	4.37

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月
最高(円)	70,000	72,000	81,900
最低(円)	60,800	63,200	66,800

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場（マザーズ）における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	※1 1,472,647	※1 1,631,344
売掛金	58,535	41,344
その他	371,114	391,950
貸倒引当金	△915	△664
流动資産合計	1,901,381	2,063,974
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1, ※2 1,018,525	※1, ※2 1,022,070
土地	※1 13,612,625	※1 13,507,992
リース資産（純額）	※2 697,370	※2 590,213
その他（純額）	※2 211,670	※2 236,453
有形固定資産合計	15,540,190	15,356,730
無形固定資産	65,989	70,494
投資その他の資産	419,114	436,053
固定資産合計	16,025,294	15,863,278
資産合計	17,926,676	17,927,253
負債の部		
流动負債		
買掛金	108,688	73,020
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
短期借入金	200,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※1 979,828	※1 954,238
未払法人税等	152,635	325,449
賞与引当金	10,740	20,953
その他	342,925	415,082
流动負債合計	1,814,817	1,808,743
固定負債		
社債	340,000	350,000
長期借入金	※1 9,265,806	※1 9,083,153
その他	1,106,162	1,467,607
固定負債合計	10,711,968	10,900,761
負債合計	12,526,786	12,709,504

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,576,807	1,576,807
資本剰余金	1,606,807	1,606,807
利益剰余金	2,532,545	2,396,447
自己株式	△100,841	△100,841
株主資本合計	5,615,318	5,479,220
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	791	116
繰延ヘッジ損益	△230,716	△272,460
評価・換算差額等合計	△229,924	△272,343
新株予約権	14,496	10,872
純資産合計	5,399,889	5,217,748
負債純資産合計	17,926,676	17,927,253

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	1,679,465	1,788,334
売上原価	1,146,205	1,218,230
売上総利益	533,259	570,104
販売費及び一般管理費	※1 182,488	※1 206,211
営業利益	350,770	363,892
営業外収益		
受取利息	15	60
受取配当金	126	126
受取保険金	222	747
補助金収入	200	1,000
違約金収入	—	734
その他	34	15
営業外収益合計	599	2,684
営業外費用		
支払利息	72,746	73,772
その他	1,960	1,395
営業外費用合計	74,707	75,167
経常利益	276,663	291,409
特別利益		
匿名組合清算益	—	63,115
特別利益合計	—	63,115
特別損失		
固定資産除却損	3,153	5,691
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	15,875
特別損失合計	3,153	21,567
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	273,509	332,957
匿名組合損益分配額	4,588	2,881
税金等調整前四半期純利益	268,920	330,076
法人税等	112,905	139,430
少数株主損益調整前四半期純利益	—	190,646
四半期純利益	156,015	190,646

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	268,920	330,076
減価償却費	49,854	63,361
賞与引当金の増減額（△は減少）	△6,990	△10,213
受取利息及び受取配当金	△142	△187
支払利息	72,746	73,772
有形固定資産除却損	3,153	5,691
匿名組合清算益	—	△63,115
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	15,875
売上債権の増減額（△は増加）	△8,933	△17,190
たな卸資産の増減額（△は増加）	△20	150
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△1,994	19,885
仕入債務の増減額（△は減少）	11,195	35,668
その他の流動負債の増減額（△は減少）	1,934	△13,024
その他	2,309	△13,391
小計	392,034	427,358
利息及び配当金の受取額	142	187
利息の支払額	△72,654	△72,597
法人税等の支払額	△173,847	△309,296
営業活動によるキャッシュ・フロー	145,674	45,651
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△13,005	△1,513
定期預金の払戻による収入	3,000	—
有形固定資産の取得による支出	△28,485	△195,440
無形固定資産の取得による支出	△32,574	—
敷金及び保証金の差入による支出	△7,105	△7,805
その他	△848	1,068
投資活動によるキャッシュ・フロー	△79,019	△203,691
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200,000	200,000
長期借入れによる収入	45,000	430,000
長期借入金の返済による支出	△213,652	△221,757
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
リース債務の返済による支出	△13,748	△26,254
配当金の支払額	△32,078	△47,050
匿名組合預り金の返還による支出	—	△327,108
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,479	△2,170
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	42,175	△160,210
現金及び現金同等物の期首残高	1,570,790	1,585,823
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,612,966	※1 1,425,612

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）
該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(会計処理基準に関する事項の変更)

資産除去債務に関する会計基準の適用

当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ1,898千円減少し、税金等調整前四半期純利益は17,774千円減少しております。なお、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の著しい変動はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

1 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

税金費用の計算

税金費用の計算については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
※1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。	※1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。
現金及び預金 20,000千円	現金及び預金 20,000千円
建物 345,001千円	建物 349,064千円
土地 13,220,262千円	土地 13,115,630千円
合計 13,585,264千円	合計 13,484,694千円
担保付債務は次のとおりであります。	担保付債務は次のとおりであります。
1年内返済予定の長期借入金 717,260千円	1年内返済予定の長期借入金 691,670千円
長期借入金 9,092,344千円	長期借入金 8,854,763千円
合計 9,809,604千円	合計 9,546,433千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 780,318千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 731,887千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 50,575千円	給与手当 62,334千円
賞与引当金繰入額 11,074千円	賞与引当金繰入額 10,740千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日)
現金及び預金勘定 1,635,478千円	現金及び預金勘定 1,472,647千円
3ヶ月超預金 △22,512千円	3ヶ月超預金 △47,034千円
現金及び現金同等物 1,612,966千円	現金及び現金同等物 1,425,612千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式（株）	47,532

2 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式（株）	2,075

3 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	—	—	14,496
合計		—	14,496

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月17日 定時株主総会	普通株式	54,548	1,200	平成22年9月30日	平成22年12月20日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

当社グループは、駐車場の運営及び管理に関する事業を単一の事業として運営しており、これ以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当社グループの事業は、駐車場の開拓及び運営管理に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
1株当たり純資産額	118,472円26銭
	114,545円10銭

2 1株当たり四半期純利益等

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	3,432円16銭 —
	4,193円99銭 4,173円78銭

(注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	156,015	190,646
普通株式に係る四半期純利益(千円)	156,015	190,646
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	45,457	45,457
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	220.09
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月5日

パラカ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 雅文 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甘樂 真明 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パラカ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

パラカ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 雅文 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甘樂真明 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パラカ株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。